

(令和6年度) 三重県立上野高等学校 P T A 会 費 等 減 免 制 度 に つ い て

三重県立上野高等学校に在籍している生徒は、本人又は家計を維持する者が不慮の災害及びその他経済的理由等により、P T A会費・校外活動費の納付が困難であると認められる場合、減免を受けることができます。

P T A会費・校外活動費の減免を受けるには、所定の申請書類を上野高等学校事務室に提出してください。

なお、**P T A会費・校外活動費は1世帯あたりで納付していただくことになってい**ますので、**本校に兄弟姉妹が在籍する場合、年長者は免除（申請不要）となります。**

《申請に必要な書類》

- (1) **P T A会費等減免申請書（第1号様式）**・・・本校事務室に備えてあります。
また、上野高校ホームページの「P T A活動」からもダウンロードできます。
- (2) **令和6年度所得課税証明書（保護者等全員分）**・・・道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できる証明書を保護者等全員分、市町村役場で取得してください。
(注) これまでは、就学支援金の申請時に提出していただいた所得課税証明書をP T A会費等の減免審査に使わせていただきましたが、これからはマイナンバーの活用により就学支援金の申請時に所得課税証明書を提出する必要がなくなりました。しかし、P T A会費等の減免審査では所得課税証明書による確認が必要ですので、必ず提出をお願いします。

《減免認定になった場合の額》

免除の場合：P T A会費・校外活動費とも月あたり0円

減額の場合：P T A会費は月あたり350円、校外活動費は月あたり550円

※本来の額：P T A会費は月あたり700円、校外活動費は月あたり1,100円

《免除、減額の基準》

【免除】

- (1) 生活保護受給世帯に属する生徒
- (2) 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である生徒
- (3) 親権者がともに死亡又は行方不明等のため不在である生徒
- (4) 児童福祉施設（養護施設）に入所している生徒
- (5) 災害等により居住している家屋が、半壊または半焼以上の損害を受けた世帯に属する生徒
- (6) 家計急変による経済的理由から納付が著しく困難と認められる生徒

【減額】

- (1) 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の合計が、**85,500円未満**となる生徒
- (2) 家計急変による経済的理由から納付が困難と認められる生徒

※保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の合計が基準以上であっても、家計に急変のあった場合は下記問い合わせ先にご相談ください。

《減免の期間》

減免期間は、認定された月の翌月の口座振替分から1年以内の6月の口座振替分まで（最終学年の場合は学年最後の口座振替分まで）です。

なお、昨年度認定された方（2・3年生）については、認定期間は令和6年6月口座振替分で終了となります。令和6年7月以降も引き続き減免を希望される方は、令和6年6月に再度申請が必要ですので、下記締切日までに申請してください。

《申請締切日》

今年度の申請は6月上旬に受付を開始し、締め切りは6月19日（水）です。

なお、7月以降も随時申請を受け付けますが、締め切りは毎月20日（土日祝日の場合は直前の平日）となります。

《問い合わせ先》 上野高等学校事務室 中世古・白井 電話：0595-42-8666